

# 知的財産の保護

事業活動のあらゆる場面で  
知的財産の適切な管理( 確保・保護 )を実施しています。

## 知的財産保護の方針

富士通グループは、新しい価値の創造につながる技術開発に積極的に取り組んでいます。その成果である知的財産は、富士通グループの事業における競争優位の源泉となっています。

富士通グループは、The FUJITSU Wayの「行動の規範」で知的財産保護のポリシーを明確に打ち出しています。

知的財産が重要な経営資産であるという認識のもと、事業活動のあらゆる場面で知的財産の適切な管理( 確保・保護 )を実施するとともに他社の知的財産を尊重し、知的財産を活用した技術や商品の開発を通じてお客さま満足の上向上に努めています。

## 知的財産戦略

### 事業の競争優位性の確保

独自性を活かした商品・サービスの開発は、事業の優位性を確立する上で極めて重要です。

富士通グループは、研究開発から実用化に至るまでのあらゆる段階において新しい知的財産を積極的に確保し、商品・サービスの付加価値を高めています。

### 事業の自由度の確保

技術の高度化・複合化が進み、一つの商品・サービスに多くの技術が必要となるなか、事業を自由に展開するためには、他社との技術提携や、クロスライセンスを積極的に推進していく必要があります。

富士通グループは、より良い条件で他社と提携し、事業の自由度を確保するために、強い知的財産の取得に取り組んでいます。

### 事業収益の確保

他社への特許権のライセンスや譲渡による収入は、事業収益に大きな影響をもっています。

富士通グループは、事業戦略上、特許権を独占するよりも他社へのライセンスを通じて収益を得るべきと判断した技術や、事業構造変革によって中止した事業に関連する知的財産については、積極的に他社にライセンスや譲渡を行っています。

## 知的財産戦略推進・管理体制

富士通の知的財産については、「法務・知的財産権本部」が全社的な視点で知的財産戦略を企画・立案し、各事業部門の知的財産推進部門と連携を保ちながら事業展開に合わせてその管理・活用を図っています。



## 他社特許の尊重

他社特許の侵害は、富士通グループ自身の問題にとどまらず、お客さまや市場に大きな損失を与えます。

富士通グループは研究開発から実用化に至るまでのあらゆる段階で、他社特許の侵害回避のための最大限の努力を図るとともに、自社の権利への侵害に対しても適切に対応するよう努めています。

## 2004年度の具体的な活動

### 1. 特許の増強

2005年3月31日現在の特許保有権利数は約33,000件。  
(前年同期比約1,000件増)  
R&D部門と知財部門連携により、戦略テーマに関する特許出願を増強。

### 2. 他社特許監視体制の強化

先行技術調査、技術動向調査の実施拡大。  
戦略技術に関する他社特許調査会を増設。

### 3. 社員への知的財産活動の啓発とインフラ整備

グループ全体を対象に知財教育講座を体系化し、e-learning講座を開設。ビジネスグループごとの実務教育との連携を強化。  
啓発誌「知財創造」を毎月発行するとともにイントラネットに掲載し、知的財産活動の啓発を推進。  
新特許法35条(職務発明制度)への対応として全社員を対象に説明会を実施。今後一層の周知化と納得性の向上、運用面の充実を図り、特許力強化、ビジネス貢献を見据えた制度の改善・改訂に注力。